

令和4年5月31日  
東京二十三区清掃一部事務組合

## 東京電力管内における電力需給ひっ迫時の対応について

電力需給において、全国的に安定供給のために最低限必要とされる予備率（供給余力）は3%とされています。電力の供給予備率が3%を下回る予想の場合、経済産業省より節電要請が行われ、電力需給ひっ迫警報が発令されます。

清掃一組では、常日頃の節電への積極的な取組のほかに、電力需給ひっ迫時においてもごみの中間処理を継続しながら、安定的な電力供給の一翼を担う新たな取組を行っています。

具体的には、東京電力管内の電力需給が極めて厳しい状況下において、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社から自家発電増し要請の協力依頼があった場合は、系統連系可能な自家用発電設備を稼働させて、電力の安定化へ迅速に対応する仕組みを令和3年度に構築しました。

今後も引き続き電力需給状況を注視し、安定供給に貢献できるよう適切に対応していきます。

問い合わせ先  
施設管理部技術課  
03-6238-0775